（租税特別措置法の一部改正）

第九条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十条の四第一項第二号から第四号までを次のように改める。

二　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一第二七一〇・一一号の一の㈠のCに掲げる揮発油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

三　関税暫定措置法別表第一第二七一〇・一一号の一の㈡のB の(2)若しくは第二七一〇・一九号の一の㈠のB の(2)に掲げる灯油又は同表第二七一〇・一一号の一の㈢若しくは第二七一〇・一九号の一の㈡に掲げる軽油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

四　関税暫定措置法別表第一第二七一〇・一九号の一の㈢のAの(b)に掲げる重油及び粗油のうち温度十五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度百三十度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）で、農林漁業の用に供するもの

第十条　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第九十条の三の四第一項中「別表第二七一〇・一九号の一の㈢」の下に「若しくは第二七一〇・二〇号の一の㈣」を加え、「第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号」を「第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号」に改め、同項の表の第一号の中欄中「第二七一〇・一一号の一の㈢又は第二七一〇・一九号の一の㈡」を「第二七一〇・一二号の一の㈢、第二七一〇・一九号の一の㈡又は第二七一〇・二〇号の一の㈢」に改め、「第二七一〇・一九号の一の㈢」の下に「又は第二七一〇・二〇号の一の㈣」を加える。

第九十条の四第一項第二号中「第二七一〇・一一号の一の㈠のC」を「第二七一〇・一二号の一の㈠のC又は第二七一〇・二〇号の一の㈠のC」に改め、同項第三号中「第二七一〇・一一号の一の㈡のBの(2)若しくは第二七一〇・一九号の一の㈠のBの(2)」を「第二七一〇・一二号の一の㈡のBの(2)、第二七一〇・一九号の一の㈠のBの(2)若しくは第二七一〇・二〇号の一の㈡のBの(2)」に、「第二七一〇・一一号の一の㈢若しくは第二七一〇・一九号の一の㈡」を「第二七一〇・一二号の一の㈢、第二七一〇・一九号の一の㈡若しくは第二七一〇・二〇号の一の㈢」に改め、同項第四号中「第二七一〇・一九号の一の㈢のAの(b)」の下に「又は第二七一〇・二〇号の一の㈣のAの(b)」を加える。

第九十条の六第一項中「第二七一〇・一九号の一の㈢のA」の下に「又は第二七一〇・二〇号の一の㈣のA」を加える。

第九十条の六の二第一項中「第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号」を「第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号若しくは第二七一〇・二〇号」に改め、「第二七一〇・一九号の一の㈢」の下に「又は第二七一〇・二〇号の一の㈣」を加える。

（石油石炭税法の一部改正）

第十一条　石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号」を「第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号」に改める。

（検討）

第十二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新関税法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新関税法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直**人

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第八号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直**人
財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第九号

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律

（港湾法の一部改正）

第一条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2　この法律で「国際戦略港湾」とは、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるものをいい、「国際拠点港湾」とは、国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるものをいい、「重要港湾」とは、国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であつて、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾をいう。

第二条の二の見出しを「（指定港湾の指定）」に改め、同条第一項中「特定重要港湾で」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾で」に、「特定重要港湾の」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の」に、「指定特定重要港湾」を「指定港湾」に改め、同条第二項中「特定重要港湾」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾」に改め、同条第四項中「指定特定重要港湾」を「指定港湾」に改める。

第三条の三第一項中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改め、同条第三項中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項、第八項及び第九項中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改める。